

6月の相談窓口
お気軽にご相談ください
相談は全て無料です

相談	日時		相談場所
人権相談	人権擁護委員が、皆さまの基本的な人権の擁護などを推進します。直接、相談場所へお越しください。 問 =住民人権課 (☎739-3402)		
	1日(火)	午前10時~正午・午後1時~5時	役場本庁
生活人権相談	人権に関する問題や、配偶者、恋人からの暴力など、主に女性に対する問題などの相談をお受けします。 問 =とよの人権地域協議会 (☎743-3964)		
	毎週木・土曜日	午前9時~午後5時	西公民館 相談室
	毎週火・金曜日		ふれあい文化センター
ひとり親家庭などの相談 (要申込み)	就労支援、子育て支援、養育費、離婚前などの相談を、大阪府母子自立支援員がお受けします。電話相談は随時お受けします。 申 =池田子ども家庭センター生活福祉課 (☎752-7948) 問 =福祉相談支援室 (☎738-7770)		
障害者(福祉サービス)相談 (要申込み)	申 =福祉相談くすのき (☎752-1831) 問 =福祉相談支援室 (☎738-7770)		
認知症・介護相談	2日(水)		午後1時~4時
	保健福祉センター		
行政相談 (要申込み)	物忘れ、受診しにくい、受診したがこれからどうしたらいいか迷っているなど、認知症について、本人や家族からの相談をお受けします。 問 =地域包括支援センター (☎733-2800)		
	毎月第1火曜日 (要予約)	午後2時~4時 (1人30分程度)	
	地域包括支援センター		
法律相談 (要申込み)	医療保険、年金、道路、社会福祉、雇用などの行政に関する問題について、行政相談員が公正中立の立場から、その解決や実現、制度の改善を促進します。*新型コロナウイルス感染症の流行状況により実施しない場合があります。 問・申 =秘書人事課(☎739-3413)		
	相談日	申込み締切日	午前10時~12時
	3日(木)	5月28日(金)	
17日(木)	11日(金)		
法律相談 (要申込み)	多重債務、訪問販売などの消費者被害、離婚やDVなどの夫婦関係、児童虐待、遺産相続などの法律的な事柄について、大阪弁護士会所属弁護士が相談をお受けします。 問・申 =秘書人事課(☎739-3413)		
	相談日	申込み締切日	午後1時~4時 (1人30分)
	1日(火)	5月28日(金)	
15日(火)	11日(金)		
障害者雇用相談	就労支援コーディネーターが、就労支援相談をお受けします。 問・申 =農林商工課(☎739-3424)		
	16日(水)	午後1時~5時	
教育相談	就労支援センターが、就労支援相談をお受けします。電話相談も受け付けています。 問 =西公民館 教育相談室(☎738-5399)または義務教育課(☎739-3427)		
	毎週火曜日	午前9時~正午 午後1時~5時	義務教育課 教育相談窓口 (豊能町役場1階)
	毎週水・金曜日、第2土曜日		西公民館 教育相談室
	第4土曜日		中央公民館 教育相談室
児童家庭相談	養護や育成、児童虐待に関することについて相談をお受けします。電話相談も受け付けています。 問 =こども育成課 (☎739-3432)		
	毎週月~金曜日	午前9時~午後5時	
	こども育成課 児童家庭相談窓口		
お困りごと相談	「ここそら」子育て等の相談を臨床心理士がお受けします。 問 =こども育成課 (☎739-3432)		
	17日(木)	午前10時~午後4時	
保健福祉センター			
お困りごと相談	身近なことで相談したいときは、担当の民生委員・児童委員をご紹介します。 問 =福祉課(☎739-3420)		

たんぽぽメールに登録しましょう!



「たんぽぽメール」では、災害時の避難情報、近隣の主要道路の通行止めの情報をはじめ、子ども・防犯その他緊急情報、公共施設の情報などをメールで配信しています。皆さまも下記の登録方法を参考に、ぜひ登録してください!

【登録方法】…右の二次元コードを読み込む等して

tanpopo.toyono-town@raidens3.ktaiwork.jp へ空メールを送信

(※事前に「@town.toyono.osaka.jp」からのメールが受信できるよう設定を行ってください。)

⇒「仮登録完了」メールを受信し、画面の指示に従って本登録を行ってください

問=秘書人事課 ☎739-3413

